

第 3 3 3 回

静岡県内水面漁場管理委員会



議 事 録



令和 5 年 8 月 9 日



第333回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和5年8月9日(水) 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県庁 東館16階 0A研修室
(静岡市葵区追手町9番6号)
- 3 議事内容
 - (1) 資源管理の状況等の報告について 資料1
 - (2) 漁業権の切替えについて
 - ア 公聴会の報告及び漁業権一斉切替に係る漁場計画案について 資料2
 - イ 漁業権の条件について 資料3
 - (3) 山梨県における漁業権の免許の内容等について 資料4
 - (4) うなぎの採捕禁止に係る委員会指示について 資料5
 - (5) 太田川漁業協同組合(内共第20号)の遊漁事業について 資料6
 - (6) うなぎ稚魚漁業の許可について 資料7
 - (7) その他
 - ア その他の事項について
 - イ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	牧野 悠輔	後藤 充宏	大石真依子	古畑 恵子
	平野 國行	森田 禮治	服部乃利子	秋山 信彦
	関 いずみ			
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	伊藤 円	安倍 基温	市川 稜	日吉 菜々子
- 5 欠席者氏名 和泉 誠

- 伊藤課長 皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第333回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。本日は過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。
- 会議を開催する前に、今回、人事異動がございましたので、先に紹介させていただきます。まず、水産・海洋局長として前板橋局長に代わり、山下局長が就任いたしました。山下局長より御挨拶をお願いします。
- 山下局長 皆さまこんにちは、山下と申します。4月から花井専務の後任ということで、水産振興課長として就任いたしました。勉強中でしたがいろいろなきさつございまして、局長と兼任になりました。内水面に関しましては、最近は天気にも左右されることや、漁業権の切替えもあり大変かと思いますが、私どもも事務局と共に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 伊藤課長 さらに、新たな役職として水産・海洋局統括官が創設され、吉野統括官が就任いたしました。吉野統括官より御挨拶をお願いします。
- 吉野統括官 こんにちは、今回新しく来させていただいた、吉野と申します。今回新しく内水面でも統括官として頑張っていきますので、皆様よろしくお願ひいたします。
- 伊藤課長 新たな体制となり、進めて参りますので、今後ともよろしくお願ひいたします。それでは、開会にあたりまして、平野会長よりお願ひいたします。
- 平野会長 皆様こんにちは。大変暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。中には午前中から会議を引き続いて、という方もございますが、御意見等申し上げていただければありがたいと思っております。皆さんの御協力をいただいてこの会がスムーズに進むようどうぞ、よろしくお願ひいたします。
- 伊藤課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願ひます。
- 平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、秋山委員と牧野委員にお願ひいたします。
- 伊藤課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願ひします。
- 平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「資源管理の状況等の報告について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願ひいたします。
- 日吉主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。

今回の報告の内容は、資源管理の状況等の報告についてでございます。

1の経緯を説明いたします。1の「資源管理の状況等の報告」制度の内容・趣旨について。令和2年の漁業法の改正により、次のようになりました。①漁業者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告することが義務付けられました。②そして、知事は一年に一回以上、漁業者からの報告結果とそれに係る意見を付して、委員会に対し報告します。

2の資源管理状況等の報告期限及び報告内容について。報告は、1月から12月末までの内容について、翌年の6月末日までに報告することとされております。漁業法施行規則に定められている報告内容は表のとおりです。ただ、この内容は、海面や養殖業も合わせた内容になっておりますので、何を報告するかについては、ガイドラインで具体的例が示されており、第5種共同漁業権についてはこちらに従っておりますので御了承ください。

3の今回の報告について。今回、令和4年1月から12月末までを対象とした別添報告結果のとりまとめ及び当該報告にかかる知事の意見を報告させていただきます。具体的な報告内容について御覧いただく前に、この報告は何に使うのか説明させていただきます。

本報告制度は、現在の漁業者が4の「適切かつ有効」に漁場を活用しているかどうかを把握する上で、参考となるものです。「適切かつ有効」の判断については、以下の場合に活用します。漁業法第63条第1項第2号の海区漁場計画の要件等、第73条第2項の免許をすべき者の決定、第91条の指導及び勧告です。

5の指導及び勧告について。都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、漁業法第91条に基づく指導を行い、早期の是正を目指すことが求められております。都道府県は、資源管理の状況等の報告を受けた場合には、指導の必要性につき検討を行う必要があります。このように、漁協の活動をオープンにし、適切な形に是正させていくことが報告の趣旨の一つとなります。

「適切かつ有効」に活用とは何かについて説明します。「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高められるように漁場を活用している状況のことを言います。漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、点線内の内容が具体的例として挙げられておりますが、このような事情を総合的に考慮することが適当とされております。

5ページからが報告となります。それぞれの詳しい説明については、割愛させていただきますが、全て「適切かつ有効」であると判断しております。また、8ページから記載の資源管理に関する取組の実施状況につきまして、漁場監視巡回やカワウ対策等を行っていることを報告しております。疑問点等ございましたら、質問をお願いします。事務局からは以上です。

○平野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事（１）については終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（２）は「漁業権の切替えについて」でございます。
まずはア「公聴会の報告及び漁業権一斉切替に係る漁場計画案について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○安倍主査 水産資源課の安倍です。資料２の審議に先立ち、担当から今後のスケジュール等について説明いたします。

３ページを御覧ください。本日の委員会は８月の下線部分になります。具体的な手続については次ページ以降で説明しますが、免許までの残り時間は実質４か月間であり、後は免許申請と免許先の決定に係る作業となります。

その作業内容について具体的に御説明しますので、次の４ページ、それから見開きで５ページを御覧ください。漁業権免許までの作業スケジュールです。４ページ分については手続が済んでいます。５ページの左上に漁場計画と書いて枠で囲ってありますが、前回の委員会で計画を諮問し、東中西部で公聴会を開催いたしました。皆様、御出席いただきありがとうございました。この公聴会で出た意見を踏まえ、本日答申をいただきたいと存じます。なお、県が諮問した際の漁場計画で問題無い旨の答申をいただけた場合は、この後、県広報にて告示する予定です。告示の際、計画に軽微な修正等あれば、その修正を県に御一任いただきたいと存じます。

この他の手続についてですが、漁場計画の下に、条件の枠があります。これについては次の議題となります。全体的なスケジュールと作業については以上になります。それでは、委員会事務局の日吉から御説明いたします。少々お待ちください。

○日吉主事 それでは、漁場計画の策定について（答申）の説明をいたします。１ページを御覧ください。

まず、Ⅰの公聴会の開催についてですが、前回、第332回内水面漁場管理委員会において、漁業法第64条第４項の規定に基づき、漁場計画の策定について、県知事から本委員会に対して諮問がありました。本委員会では、漁場計画の策定について答申すべく、同法同条第５項の規定に基づき、利害関係人の意見を聴くため、８月２日に西部地区、８月７日に東部地区、そして８月９日に中部地区で公聴会を開催いたしました。

Ⅱの公聴会での主な公述内容についてです。全体で計４件、その内１件は漁場計画案のとおりの方針を求めるものでしたが、３件は以下のとおり漁場計画（案）の変更を求めるものでした。

具体的に説明します。２ポツ目ですが、天竜川漁協と水窪川漁協からの公述になります。内共第26及び27号、いずれも現在、水窪川漁協に免許されていますが、両漁協の間で、水窪川漁協が天竜川漁協に吸収されることが決まり、天竜川漁協の漁場区域とすることになりました。そのため、現在、天竜川漁協に免許されて

いる内共第21号を含む三計画に係る関係地区の変更を求めるものです。7ページを御覧ください。天竜川漁協から提出された口述書になります。次のページには水窪川漁協から提出された口述になりますが、いずれも公述の内容は同じです。現在の関係地区に下線部分を追加していただきたい、というものです。

再び1ページを御覧ください。Ⅱの3ポツ目になります。都田川漁協からの公述になります。「もくずがに漁業」を追加する要望を上げましたが、漁協内で再度、協議した結果、当該漁業を管理していくことが難しいとの結論に至ったため、内共第30号及び第31号について、漁業種類から「もくずがに漁業」を削除していただきたい、というものです。

10ページを御覧ください。これらの公述を踏まえた答申（案）になります。答申（案）について御審議いただきたいと存じます。審議後、結果について、漁業法第64条第4項の規定に基づき答申します。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 関委員 都田川漁協について、漁協の組合員数や年齢構成等どのような傾向になっているのか。
- 日吉主事 資料1の7ページにある都田川漁協の報告では、年齢構成は分からないが組合員は80名となっている。
- 伊藤課長 モクズガニを追加したいとのことだったが、そもそも種苗がなかなか手に入らないというのもあり、追加が難しいという話になった。
- 平野会長 都田川漁協さんも組合員は減少傾向で、高齢化しているので、管理が大変なんだと思う。
- 平野会長 天竜と水窪について話をすると、水窪川漁協は高齢化で漁協の維持が大変な状況だったため、天竜川漁協に相談があり、天竜川漁協で漁場を管理していくことになった。天竜川漁協としては、役員手当を減らしてでも水窪の漁場を維持していくつもりである。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（2）のアでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（2）のアについては、決定ということで終了いたします。

○平野会長

続きまして、イの「漁業権の条件について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○安倍主査

先ほど漁場計画の策定についての答申をいただきました。ありがとうございます。再び、水産資源課からの説明になります。

資料3の1ページを御覧ください。Ⅰの漁業権の条件についてです。条件とは、(1)のとおり、漁業法86条に基づき、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、知事は漁業権に条件をつけることができますが、その際、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないと定められています。

この条件についての注意点は(2)にお示ししたとおりとなります。条件とは、免許の内容たる事項を更に制約すべき場合に付するものであり、漁業権(権利)の本質的制約になるような条件をつけることは妥当ではない。条件に違反して漁業を営んだ者には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が処されることから、規制内容、運用については、十分慎重に検討することを要する。漁業被害に対する補償要求をしてはならないといった事項は、漁業に対する制約では無いから漁業権の条件として付することができない。

これら(1)と(2)を踏まえた上で、県としては(3)に記載の通り、これまでの漁業調整その他公益に関する経緯を考慮して以下の条件を付けることとしたいと思います。色付けしてある内共第20号以外は、今ある漁業権に同様の条件がついています。

まず、全免許に共通した条件です。「国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。」次に、これに加えて特定の漁業権免許にのみ付す条件です。内共番号1、伊東大川水系、「奥野ダム軸上流300mから付替トンネル下流端に至る区域においては、水産動植物を採捕してはならない。」。内共番号8、狩野川水系、「あゆやな漁業及びあゆ瀬張網漁業は、各5統以内に限る。」。内共番号13、興津川水系、「あゆやな漁業は1統に限る。」。内共番号14、安倍川水系、「あゆやな漁業は3統以内に限る。」。内共番号17、大井川水系(河口～奥泉ダム)、「あゆやな漁業は3統以内に限る。」、加えて、「長島ダム堰堤下流端から市代橋下流端までの区域、同堰堤上流端から上流500mまでの区域、閑蔵水位観測所の上下流5mの区域、及び関の沢水位観測所の上下流5mの区域は、水産動植物を採捕してはならない。」。そして、色付けしてある内共第20号、太田川水系では、「大田川ダム堤体上流200m、下流300mの計500m区間においては、水産動物を採捕してはならない。」を新たに追加します。これは、漁協とダム管理者との間で、平成12年に締結された漁業補償契約書の内容になります。

それではⅡの諮問事項になります。漁業権を免許するに当たり条件を付けたいので、漁業法第86条第2項の規定に基づき諮問いたします。御審議の程、よろしく申し上げます。

○平野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

- 牧野委員 興津川水系の制限について、いつから統数を制限しているのか。
- 安倍主査 20年や30年より昔からあるもので、正確にはいつからか分からない。このため制限を削除することも難しい。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（２）のイでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（２）のイについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（３）は「山梨県における漁業権の免許の内容等について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事３について説明させていただきます。資料４を御覧ください。山梨県における漁業権の免許の内容等について（答申）です。
- Iの経緯を説明いたします。山梨県には富士川本流に漁業権が設定されており、これは次期漁業計画でも継続することとなっています。富士川本流は静岡県内でも、芝川観光非出資漁業協同組合（内共第12号）が漁業権を免許されています。山梨県側の漁業権漁場と静岡県の漁業権漁場は、富士川の県境で隣り合っています。現在の免許での県境漁場は、県境と富士川左岸の交点を基点として、その基点を境にそれぞれの漁業権漁場としています。9ページを御覧ください。富士川と県境の地図になります。河川は富士川で、中央にある点線が県境になります。左側が山梨県、右側が静岡県です。□で囲ってある部分が県境と富士川左岸の交点になります。1ページにお戻りください。今回の漁業権免許の一斉切替で、山梨県も本県も現免許と同様に、県境と富士川左岸の交点を基点とした漁場計画が策定されました。これにより、山梨県は静岡県内を一部含んだ漁場計画となることから、その範囲を含む山梨県漁業権免許番号内共第4号の免許内容について、静岡県内水面漁場管理委員会に対して諮問を行ったものであります。
- IIの答申の内容です。山梨県における漁業権の免許の内容等」について、上記のことをふまえ、異議のない旨、答申したいと思えます。その答申案として2ページに資料をつけてあります。3ページからは当委員会宛の山梨県からの諮問と添付資料になります。御審議のほど、お願いいたします。事務局からは以上です。
- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（３）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（３）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（４）は「うなぎの採捕禁止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事４について説明させていただきます。資料５を御覧ください。今回の決定事項は、うなぎの採捕禁止に係る委員会指示についてです。
- Iの経緯を説明いたします。親うなぎの保護の観点から、平成29年9月22日付け委員会指示により、産卵に向かう親うなぎが川を下る毎年10月1日（一部区域においては11月1日）から2月末日までの間、本県の内水面におけるうなぎの採捕は一律に禁止されてきました。また、九州、四国を中心に10県で同様の委員会指示が発令されるなど、全国的にも、うなぎの資源保護の気運が高まっているところですが、
- 続きましてIIの指示の内容についてになります。変更する事項として、【更新の内容】を御覧ください。本委員会指示は、令和5年9月30日で期間満了となりますので、有効期間を2年間更新いたします。3ページから更新となる本委員会指示の案となります。前回からの変更部分には下線が引かれています。10ページからは、現在の委員会指示となっています。1ページにお戻りください。
- 最後にIIIの決定の内容です。うなぎ資源の状況を踏まえ、うなぎの採捕を禁止することについて、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよろしいか、御審議のうえ決定をお願いします。事務局からは以上です。
- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 13cm以下の基準の根拠は何か。
- 伊藤課長 シラスウナギは全長6cmほどであるが、以前はシラスウナギだけではなく、クロコも養殖用種苗として用いていた。クロコはシラスウナギよりも大きいため、13cm以下としていたと思う。
- 服部委員 13cmの基準は全国共通なのか。
- 伊藤課長 13cmは統一されたものではなく、都道府県によって異なる。静岡県が一番小さいサイズ。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（４）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議無し

○平野会長 ありがとうございます。それでは議事の（４）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（５）は「太田川漁業協同組合（内共第20号）の遊漁事業について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○安倍主査 資料6を御覧ください。協議事項になります。まず、Iの経緯です。1の令和4年の台風と本年6月の豪雨による遊漁事業等の中止についてです。3ページを御覧ください。太田川漁協組合長から静岡県内水面漁場管理委員会会長宛に、本年6月に、同漁協から本年度の放流事業の中止について報告がありました。1ページにお戻りください。通知内容とその後の聞き取りでの内容になります。2ポツ目になりますが、令和4年の台風15号以降、ダムの濁りにより川の濁りが継続していることで、アユの放流の機会が少なく、放流ができない状態が続いたこと。本年6月の豪雨により濁りが増し、崩れた道路・堤防の改修により濁りの長期化が予想されるため、アユを全量を放流できないまま、放流事業の中止を決定したこと。崩土箇所も散見されるため、地元住民の生活を考慮して河川工事を優先するため、本年の遊漁事業の中止すること、遊漁者の遊漁及び組合員の漁業を中止したとのことで、内共第20号では実質、禁漁状態となっています。なお、既に支払われた遊漁料については全額返還することになりました。4ページから7ページに関係する記事を載せてあります。7ページには、この豪雨被害により、国では激甚災害に指定する見込であるとのことです。

1ページお戻りください。2の太田川漁協の目標増殖量と6月の豪雨前までの放流実績について説明します。まず、漁業法第168条の規定により、第五種共同漁業権を免許された者は漁業権の対象となっている水産動植物について増殖の義務があります。増殖の方法及び規模については、水産庁通知により、各都道府県の内水面漁場管理委員会が定め、漁協は増殖義務を履行することになります。昨年12月に開催された第331回委員会にて令和5年の目標増殖量について協議・決定いたしました。表を御覧ください。太田川漁協の目標増殖量については、アユは227kgの放流、アマゴは2,055尾の放流、ウナギは600尾の放流、オイカワは増殖場を2箇所造成することになっていました。これに対し、実績ですが、豪雨発生前までに、アマゴでは目標増殖量の100%を放流、アユでは200kg、目標増殖量の88%の放流を実施したものの、豪雨災害等による漁場の荒廃の影響により残りの尾数を放流できませんでした。また、オイカワについては産卵期に増殖場の造成を行いますが、造成時期に豪雨被害が発生したため実施できませんでした。このようなことから、アユ、ウナギ及びオイカワについては、目標増殖量の履行を達成できない見込みとなっております。参考までに、太田川漁協のこれまでの放流実績についてですが、過去10年間で、目標増殖量を達成できなかったのは平成25年のウナギのみで、アユでは目標増殖量の1.5～6.7倍、アマゴでは1.8～3.6

倍の数量を自主的に放流しています。なお、豪雨等の天災による漁場の荒廃の影響により、増殖行為を行うことが困難な場合について水産庁に確認したところ、状況によっては、目標増殖量を達成できなくとも致し方ない場合もあるのでは、との回答でした。

Ⅱの協議事項になります。太田川漁協より、一部の漁業権魚種で目標増殖量を達成できないまま放流事業の中止を決定した旨の報告がありました。これは、昨年の台風15号及び6月の豪雨による被害により、アユ、ウナギ及びオイカワにおいて、目標増殖量を履行できなかったとのことですが、これは漁業権者の責めに帰することができない事由によるものと判断してよろしいかご審議いただきたいと思います。お願いします。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 自然災害が原因で放流できない、という御理解で御意見いただければと思います。
- 牧野委員 やむを得ないのでは。
- 服部委員 やむを得ないと思う。しかし、今後同様の事例がたびたび起きてくると思うので、同じように対応するのか、自然災害が起きると予想して対策をするのか、考えていくことも大事だと思う。
- 伊藤課長 どのレベルで、という基準を作っていくことになるかと思う。例えば激甚災害のように、こういった災害が増えてくると思うが、増えてもなんとかなる漁協さんもあるだろうし、小さい河川だと難しくなってくる。委員会に相談しながら、決めていくことになる。
- 牧野委員 太田川漁協さんの気持ちがすごく分かる。興津川も回復するのに5年かかる。皆さんに相当不自由をかけることになる。
- 平野会長 地球温暖化もますます進んでいくので、対策は立てているものの影響は出てきて、問題も出てくると思う。問題が出た都度、皆さんと相談しながら解決していくことが良いと思う。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（5）については事務局案のとおりで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（6）は「うなぎ稚魚漁業の許可について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 市川主任 水産資源課の市川です。うなぎ稚魚漁業の許可について御説明させていただきます

ます。資料は7を御覧ください。

うなぎ稚魚、いわゆるシラスウナギの採捕については、昨年9月に開催した内水面委員会におきまして、今年の12月から許可の制度が変わることを御報告させていただきました。本日は、このうなぎ稚魚の漁業の許可についての諮問と協議となります。

まず資料の1ページ目を御覧ください。本県では、水産資源保護のため、静岡県漁業調整規則第36条の体長等の制限により13cm以下のうなぎの稚魚の採捕を禁止しております。しかしながら、養殖用の種苗を確保することも必要であるため、県内需要を充足することを目的に、県が定めた「県内産種苗の取扱方針」及び「県内産うなぎ種苗に関する取扱要領」に基づき、特別にシラスウナギの採捕を許可してきました。一方、令和2年12月に漁業法が改正されたことに伴い、漁業法第132条に、新たに「特定水産動植物」が規定され、シラスウナギがその対象となりました。シラスウナギの特定水産動植物への摘要は、令和5年12月からとなりますが、従前の種苗採捕の許可ではシラスウナギの採捕ができなくなることから、今年の12月の漁期開始までに、漁業の許可に基づく採捕へと移行する必要がありますが生じております。シラスウナギ採捕の漁業許可へ移行にあたっては、4ページから6ページに添付しております、「令和3年10月8日付けの水産庁長官通知」において、これまでの、県内の養鰻業者を優先したシラスウナギの供給や採捕数量の制限といった、現行の種苗採捕許可での制限が、適当ではない、ということが明記されました。そのため、今後は、この通知に対応した新たな許可制度に基づき、シラスウナギ採捕の許可をする必要がございます。

2ページ目に移っていただき、本日御協議いただく内容についてです。まず、新たな許可の取扱方針についてです。現行の県内産うなぎ種苗に関する取扱要領を廃止し、新たな許可に対応した、「うなぎ稚魚漁業に関する取扱方針」を定めます。現行の要領との主な変更点について説明します。

1、流通ルートです。2ページの図にもございますが、現行の要領では、採捕されたシラスウナギは、原則として県内の養鰻組合に限定して販売され、県内の養鰻業者に池入されるというように、採捕から池入れまでの流通ルートを規定しておりましたが、今後は、国の方針に従い、県が流通部分で制限できる箇所は出荷先まで、となります。また、この出荷先というのは、決済までの間の一時的な保管場所、つまり他の漁業でいうと市場のような位置づけのものであり、販売先という意味ではございません。続いて、2、採捕許可数量です。これまでは県内養鰻組合に属する養鰻業者の池入れ量の範囲内（約1.7t）でしたが、こちらは国の通知に従い、採捕上限を増やす必要があります。ただ、うなぎ資源の保護の観点から、無制限に増やすのではなく、今後は県内全ての養鰻業者の池入れ量（約2.3t）としたいと思っております。また、特定の区域での過剰漁獲を防ぐため、これまでと同様に、各区域ごとに採捕許可数量を配分することとしたいと思っております。続いて、3、許可の対象者です。これまでは許可対象は団体に限ることとし、県内の採捕団体（任意団体）に許可を発給しておりました。今後は団体に許可する場合は、法人に限るとなっており、任意団体への許可はできなくなります。続いて、4、その他です。1つ目のポツです。採捕者の出荷先については県が指定しますが、採捕者本人が、出荷先に、種苗を直接出荷できない、つまり持ち込めない場

合、その代理として、出荷業務を委任する者として「出荷代理人」を設けます。採捕してから出荷先までの流通については、県内各地区ごとに若干形態が異なっており、少々分かりづらいため、16ページにありますポンチ絵を御覧ください。想定される流通経路をパターン別に示しております。16ページの図を御覧ください。パターン①：採捕団体が管理する保管場所がある場合：主に県西部地区ですが、採捕したら、採捕団体が管理する保管場所に直接持っていき、ある程度数がまとまってから計量をし、出荷代理人に委任もしくは自身で出荷先まで持ち込むパターンです。パターン②：採捕団体が管理する保管場所はあるが、出荷先が遠方で宅配便等で出荷する場合：主に県東部、伊豆地区ですが、採捕したら、採捕団体が管理する保管場所に直接持っていき、ある程度数がまとまってから計量をし、出荷先まで出荷をするが、遠方のため、宅配業者に出荷代理業務を委任し、出荷先まで運搬するパターンです。パターン③：採捕団体が管理する保管場所がない場合：主に県中西部地区ですが、採捕したら、ある程度の量がまとまるまで採捕者個人の自宅で保管し、ある程度数がまとまってから、出荷代理人が管理する保管場所へ自身若しくは運搬代理人により持っていき、計量したのち、出荷代理人もしくは採捕者自身で出荷されるパターンです。このように、出荷先までの流通経路が地区ごとに異なっておりますが、出荷先までの流れとしましては、採捕団体への影響も考え、これまでと大きな変更はないような仕組みにしております。それでは、2ページの4、その他にお戻りいただきまして、続いて2つ目のポツですが、取扱方針の中に、「許可の基準」についての規程を追加します。こちらは後ほど説明します。続いて3ポツ目ですが、現行の種苗採捕許可から知事許可漁業へ移行したことに伴い、条文の変更等、所要の修正をしております。また、流通透明化等の観点から、採捕した種苗の保管場所の届出や、定期的な採捕状況の報告など、これまで採捕者に求めてきた取組は、引き続きこの方針に定め、変わらずに実施してまいります。協議事項は以上となります。

続いて3ページ目に移っていただきまして、今回の諮問事項となります。1つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。制限措置とは、区域や人数といった許可の内容のことですが、こちらについては、いずれもこれまでと同等の範囲で、下記の通り設定する予定です。漁業種類：各地区で使用できる漁具はこれまでと同様。許可すべき漁業者の数：採捕従事者数は、各地区昨年と同数以内。操業区域：各地区これまでと同様。漁業時期：これまでと同様（12/1～4/30）、としたいと思います。この制限措置の内容については、うなぎ資源の保護を勘案しまして、今後も漁業者の数や区域などについては、その人数や区域を増やすといった、これまでの規模を超える許可は出さない考えでおります。また、許可を申請すべき期間は、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの1ヶ月間としたいと思います。今、説明しました制限措置の詳細については18ページ以降に添付がございますので、御参照ください。

3ページにお戻りいただき、諮問事項の2つ目が、許可の基準についてです。静岡県漁業調整規則第11条第5項に基づき、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。許可の基準についてですが、

許可にあたっては、先ほど説明した制限措置において、許可すべき漁業者の数を公示し、申請を受け付けます。その際、公示した漁業者の数を超える申請があった場合の許可の優先順位が許可の基準になります。こちらについては、採捕実績を考慮し、まず第一に、前年度の採捕数量が多い者、次いで、過去5年の採捕実績（最低・最高値を除く）の平均値が高い者から順に許可の優先者を決定し、同列の場合はくじで許可者を決定することとしたいと思います。

諮問事項の3つ目が、許可の有効期間です。こちらも静岡県漁業調整規則第15条第5項に基づき、有効期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和5年12月1日から令和6年4月30日までとしたいと思います。諮問事項の説明については以上となります。

17ページを御覧ください。ただいま説明いたしました、許可に係る制限措置及び申請すべき期間、許可の基準、有効期間を定めることについて、知事から静岡県内水面漁場管理委員会宛の諮問文になります。また、参考として29ページ以降に関係法令の抜粋を付けております。

最後になりますが、再び3ページにお戻りいただきまして、下の部分、4 今後のスケジュールについてです。本日の内水面委員会で、うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置及び許可を申請すべき期間、許可の基準、許可の有効期間の諮問、また、うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針について御協議をいただきます。なお、本日の内容については、8月24日開催の海区漁業調整委員会におきましても、同様に、諮問・協議を行います。両委員会での審議を経まして、うなぎ稚魚漁業の許可についての答申が得られましたら、9月～10月に制限措置の公示、新たな取扱方針の公表、許可申請に関する説明会の実施、許可申請書類の受付を実施。10月～11月に、許可申請書類の審査、許可証及び採捕従事者証（採捕の際に着用する腕章）の交付を実施。12月から、うなぎ稚魚漁業許可に基づくシラスウナギ採捕が開始されます。今後のスケジュールはこのようになっております。それでは御審議のほどよろしく願いいたします。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 任意団体には許可しないとのことだが、現在の任意団体は大丈夫なのか。
- 市川主任 現在の任意団体に対しては、法人への移行をお願いしている。法人化ができないと、個人に許可することになる。現在、多くの任意団体が法人化に向けて動いている。
- 秋山委員 流通ルートに関して今後、県では流通業者移行の流れを制限できないということだが、制限を緩くするメリットは何か。
- 市川主任 制限を緩めることで、販売先が増え、複数と価格交渉が可能になる。これにより、闇流通も減るものと考えている。

- 伊藤課長 漁業法上では制限がかからないが、水産物流通適正化法という新しい法律で制限不可として記載された部分で対応することになり、網をかける法律が二つになったイメージ。
- 秋山委員 変更点としては、県外にも販売できるようになったということで良いか。
- 伊藤課長 そのとおり。
- 平野会長 法人化が進んでいるとのことだが、全ての任意団体が法人化に間に合うのか。
- 市川主任 一部の団体については法人化が間に合わないため、個人に許可することになると思う。基本的には法人化に向けて進めている。
- 平野会長 19団体の内、どのくらい法人化できるのか。
- 市川主任 法人化が難しく、個人でないと厳しいと聞いている団体が2、3箇所ある。
- 平野会長 そのような場所は、いずれ法人化を義務付けるのか、そのまま個人でいくのか。
- 市川主任 義務付けることはできない。なお、伊豆地域では採捕従事者が2名のところもあり、そのような所は法人化が厳しいので、このまま個人になるのではないか。
- 平野会長 個人の所も、法人化した団体と同じ流通ルートになるのか。
- 市川主任 そのとおり。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（6）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し
- 平野会長 ありがとうございます。それでは議事の（6）については、決定ということで終了します。
- 平野会長 続きまして、議事の（7）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明を願います。
- 日吉主事 資料に訂正する箇所がございます。資料2の10ページを御覧ください。答申部分の332回委員会を333回委員会に訂正をお願いします。以上です。

- 平野会長 続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 次回開催日程について、御連絡します。次回の開催は12月上旬を予定しております。事前に、日程調整を行いますのでよろしくお願い致します。次回開催日程については以上です。
- 平野会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。
- 伊藤課長 平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第333回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

事務局

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 5年 9月 8日

議長

平野國行



令和 5年 9月 15日

議事録署名人

秋山信彦



令和 5年 9月 23日

議事録署名人

牧野悠輔





Faint, illegible text impression in the upper left quadrant.



Faint, illegible text impression in the lower left quadrant.

